

第1章 あっせん・仲裁¹

第1節 あっせん

1 趣旨

委員会のあっせんは、事業者等の間に紛争が生じた場合において、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じあっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度である。

あっせんは、当事者が互いに譲歩することが期待できるような紛争をその対象とするものであり、裁判や後述する仲裁よりも簡易な手続により行われる。

あっせん委員が提示することができるあっせん案は、その受諾を当事者に強いるものではないが、あっせんの手続を経た上で当事者の合意が成立した場合には、民法（明治29年法律第89号）上の和解が成立したこととなる。

2 対象となる紛争

(1) 電気通信事業法関係

ア 電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

(ア) 電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

これらの協定・契約に関する紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第154条第1項（事業法第156条第1項及び第2項で準用。））。

¹ 申請書作成に当たっては、
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/arbitration_a4.html) を参照。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 電気通信設備の接続に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき²。 ・協議を開始したものの協議が調わないとき³。 ・当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について、当事者間の協議が調わないとき⁴。
② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	
③ 卸電気通信役務の提供に関する契約	

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第154条第1項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項で準用。）。）。

(イ) 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関する紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号。以下「事業法施行令」という。）第10条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）第54条の2で規定するものに関する紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第157条第1項）。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・接続のための伝送路の設置・保守契約 ・コロケーション設備の設置・保守契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。
② 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に関する協定・契約 【具体例】	

² 「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」とは、協定等を締結することについて、一方当事者が協議を申し入れたものの、相手方が全くその協議に応じない場合をいう。

³ 「協議を開始したものの協議が調わないとき」とは、協定等を締結することについて、その協議を開始したものの、協定等の締結自体について協議が調わない場合をいう。

⁴ 「協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」とは、当事者間において協定又は契約を締結すること自体は合意しているが、その細目について協議が調わない場合をいう。

<ul style="list-style-type: none"> ・局舎、管路、とう道の利用契約 ・遠隔収容装置（R T）設置施設の利用契約 <p>③ 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送路設備の設置場所・仕様・空き状況の提供契約 ・局舎の設置場所・空き状況の提供契約 ・接続料、工事費等の負担額及び算定根拠の提供契約 <p>④ 電気通信役務の提供に関する業務の委託に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金請求や料金回収に関する委託契約 ・各種販売や注文取次に関する委託契約 <p>⑤ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備の利用又は運用に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報の取扱いに関して用いられる設備（データベースなど）の利用又は運用契約 ・優先接続登録センタ設備の運用契約 ・自家発電設備・空調設備の利用契約 ・クロージャの利用契約 ・専用役務の提供に当たって用いられる設備の利用契約 ・電気通信業務用無線局の無線設備（フェムトセルなど）の利用又は運用契約 	
---	--

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第157条第1項ただし書）。

イ 電気通信事業者と事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業（以下「第3号事業」という。）を営む者との間における、第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第157条の2第1項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第157条の2第1項ただし書）。

なお、第3号事業とは、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」のことであり、例えば、電気通信回線設備を設置せずに、配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等のコンテンツを提供する事業（いわゆるコンテンツ配信事業）などが該当する。

（2）放送法関係

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている（放送法第11条）。

有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者⁵に限る。）（以下「ケーブルテレビ事業者等」という。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して再放送を行う場合には、当該基幹放送事業者の同意が必要である。

この再放送の同意に関する紛争については、以下の場合に、当事者（ケーブルテレビ事業者等又は基幹放送事業者）はあっせんを申請することができる（放送法第142条第1項）。

対象となる同意	紛争の内容
○ ケーブルテレビ事業者等が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	・ ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。 ・ 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又はケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（放送法第142条第1項ただし書）。

⁵ 放送法第140条第1項の規定により、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のこと。

(3) 電波法関係

ア 無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争

免許等⁶を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等⁷と締結する、妨害を防止するために必要な措置に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（電波法第27条の38第1項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	・ 無線局の開設又は変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき。 ・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

また、あっせんを申請するには、無線局に係る業務、変更に係る無線局に関する事項が、以下のとおりである必要がある。

(ア) 無線局に係る業務

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務を行うことを目的とする無線局であること（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCA陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

⁶ 免許又は電波法第27条の21第1項の登録をいう。

⁷ 免許人又は電波法第27条の26第1項の登録人をいう。

(イ) 変更に係る無線局に関する事項

免許等を受けた無線局に関する事項を変更しようとする者と、当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間の紛争である場合は、次の①から⑪までのいずれかの事項の変更であること（電波法施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あつせんを申請することはできない（電波法第27条の38第1項ただし書）。

イ 終了促進措置に関する契約に関する紛争

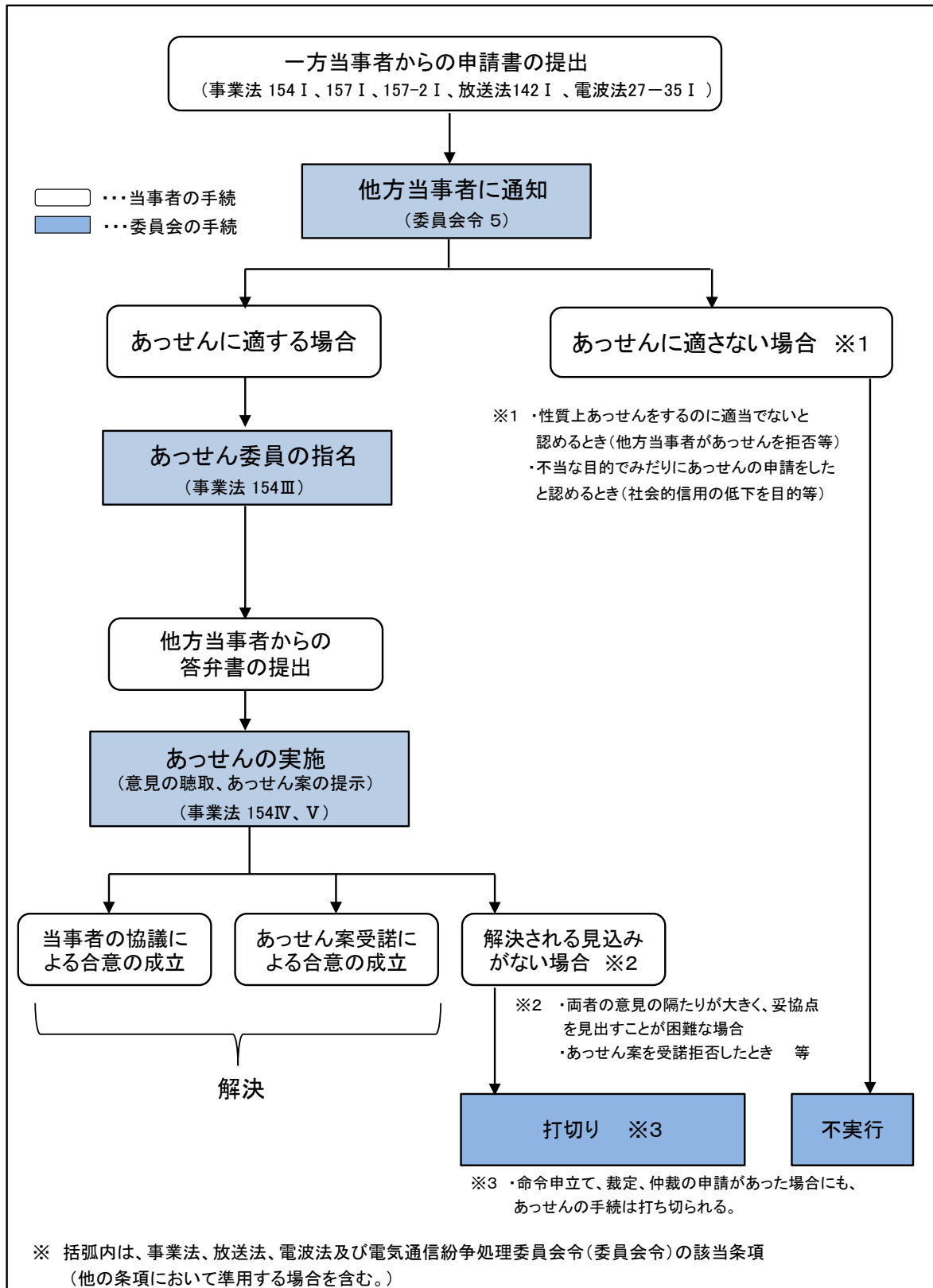
認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する紛争については、以下の場合に、あつせんを申請することができる（電波法第27条の38第2項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 終了促進措置に関する契約	<ul style="list-style-type: none">・当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である既存免許人等が協議に応じないとき。・協議を開始したものの協議が調わないとき。

3 手続

あっせんの手続の概要は、図表2のとおりである。

図表2 あっせんの手続の概要



(1) あっせんの申請

ア 申請書の提出

あっせんを申請しようとする者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない(電気通信紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。)第4条第1項、第2項及び第3項)。

また、証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない(手続規則第4条第4項)。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表3、図表5及び図表7のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表4、図表6及び図表8のとおりである。

なお、手数料は無料である。

イ 申請の窓口

委員会に対するあっせんの申請は、総務大臣を経由して行わなければならない(事業法第158条、放送法第142条第5項及び電波法第27条の38第6項)。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあつては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあつては総務省情報流通行政局総務課となっている。

あっせんの申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる(手続規則第6条)。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあつては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあつては有線放送課(有線放送課がない総合通信局にあつては放送課)、電波法関係の申請にあつては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の申請にあつては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあつては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあつては総務課総務担当となっている。

図表3 あっせん申請書（電気通信事業法関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
(申請者が電気通信事業法第164条第1項
第3号に掲げる電気通信事業を営む者で
あるときは、記載を要しない。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署
名等を記載すること。)

不調
(協定又は契約(注1))に関する協議が不能のため、電気通信事業法(関連条項(注1))
の規定により、次のとおりあっせを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議 の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表4 あっせん申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部
電話番号

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載して下さい。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、届出事業者は届出年月日及び届出番号を記載して下さい。
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者(登録又は届出を要しない者)であるときは、記載不要です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

図表5 あっせん申請書（放送法関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が^{不調}_{不能}のため、同項の規定により、次のとおりあつせんで申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注1）	
あつせんで求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者（放送法第2条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第6において同じ。）、指定再放送事業者（放送法第140条第2項の指定再放送事業者をいう。様式第6において同じ。）又は届出一般放送事業者（放送法第133条第1項の届出をした者をいう。様式第6において同じ。）のいずれかを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表6 あっせん申請書の記載における留意点（放送法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇企画部

電話番号

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に必ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。
有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表7 あっせん申請書（電波法関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(契約(注1))に関する協議が^{不調}_{不能}のため、電波法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表8 あっせん申請書の記載における留意点（電波法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇企画部
電話番号

（契約（注1））に関する協議が不調のため、電波法（関連条項）の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載してください。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

(2) あっせんをしない場合

以下の場合には、委員会はあっせんをしないものとされており、その場合、委員会は当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（事業法第154条第2項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。）、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号。以下「委員会令」という。）第6条前段、手続規則第1条第1項）。当該書面には、理由を附するものとしている（電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号。以下「運営規程」という。）第4条）。

- ① 事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと委員会が認める場合（例えば、当事者の一方があっせんを拒否するなどあっせんの手続を進めることができないことが明らかな場合、当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないことが明らかな場合等）
- ② 当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと委員会が認める場合（例えば、あっせんの申請が、紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には嫌がらせ、相手の社会的信用の低下、契約の締結の引き延ばし等を目的にしていることが明らかな場合等）

(3) あっせんの申請がなされたときの相手方への通知

あっせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第5条、手続規則第1条第1項）。

委員会は、この通知をするときは、相当の期間を指定して適宜の様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる（運営規程第4条の2）。

(4) あっせん委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、あっせんを行うあっせん委員を指名する（事業法第154条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。）、委員会令第1条第1項）。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者との特別な関係⁸にある者をおっせん委員に指名しない（運営規程第3

⁸ あっせん委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員で

条第1項)。

また、委員会は、既にあっせん委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する(運営規程第3条第2項)。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない(運営規程第3条の2)。

あっせん委員は、1人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する(運営規程第4条の3)。

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める(事業法第154条第4項(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))。

(5) 意見の聴取

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、又は両当事者に対し報告を求めることができる(事業法第154条第5項(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))。

(6) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、あっせん委員の許可を得て、補佐人(当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者)とともに出頭することができる(運営規程第3条の3)。

あるとき。

- ② 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

(7) 手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(8) あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせんの手続は、非公開とする（委員会令第13条）。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

あっせんの手続においてあっせん委員又は委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第19条第1項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第19条第2項）。

- ① あっせんの当事者がその公開を承諾する場合
- ② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

(9) あっせん案の提示

あっせん委員は、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（事業法第154条第5項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))）。

あっせん案の提示は必ず行われるものではなく、また、これに応ずるか否かについては、両当事者の任意である。

(10) あっせんの終了・打ち切り

両当事者間において合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したこととなり、権利関係が確定し（民法第695条、第696条）、あっせんは終了する。

当事者間に合意が成立する見込みがなくなったとあっせん委員が認める場合のほか、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした場合又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした場合においては、あっせんは打ち切られる（事業法第154条第6項（事業法第156条第1項及び第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項及び電波法第27条の38第3項で準用。))）。

委員会は、あっせんを打ち切ったときは、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書

面により通知する（委員会令第6条後段、手続規則第1条第1項）。当該書面には、理由を附することとしている（運営規程第4条）。

(11) あっせん手続に関する事実の公表

委員会は、あっせんの申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表することができる（運営規程第20条第1項）。

委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、あっせんの手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第20条第2項及び第3項）。

- ① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
- ② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合